

令和2年第7回水巻町議会 定例会 会議録

令和2年第7回水巻町議会定例会第4回継続会は、令和2年12月18日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	古賀信行	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 藤 井 麻衣子

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課係長	野 村 育 美
副 町 長	吉 岡 正	福 祉 課 長	吉 田 奈 美
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	内 山 節 子
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	河 村 直 樹
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	洞ノ上 浩 司	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	手 嶋 圭 吾	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和2年12月 定例会 (第7回)

第4回継続会

本会議 会議録

令和2年12月18日

水 卷 町 議 会

令和2年 第7回水巻町議会定例会第4回継続会 会議録

令和2年12月18日

午前10時00分開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和2年第7回水巻町議会定例会第4回継続会を開きます。

日程第1 発言の取消しについて

議長（白石雄二）

日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。12月11日の本会議での一般質問における、古賀議員の再質問の中の発言について、古賀議員から発言の許可を求められていますので、これを許可いたします。古賀議員。

7番（古賀信行）

12月11日の一般質問における私の再質問の中で、一部不適切な発言がありましたことをお詫びし、これを取消したいと思っておりますので、許可していただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（白石雄二）

ただいま、古賀議員から発言を取消したいとの申出がありました。
お諮りいたします。これを許可することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって、古賀議員からの発言取消しの申出を許可することに決しました。

日程第2 各委員会の審査報告について

議長（白石雄二）

日程第2、各委員会の審査報告についてを議題といたします。各議案の採決に先立ちまして、付託しておりました各委員会の委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

12月15日の総務財政委員会において、付託されました各議案について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第45号 水巻町使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部改正については、賛

成全員で可決いたしました。

議案第 46 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 47 号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 48 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 49 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 8 号）については、賛成全員で可決いたしました。

議案第 50 号 令和 2 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）については、賛成全員で可決いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長、廣瀬議員。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

12 月 14 日の文厚産建委員会において、付託された議案等について慎重に審査しました結果、次のように決しましたので、御報告いたします。

議案第 49 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算（第 8 号）については、賛成全員で可決しました。

陳情第 1 号 教育条件整備についての陳情書については、賛成全員で採択しましたことを御報告いたします。

以上、報告を終わります。

議 長（白石雄二）

以上で、各委員会の審査報告を終わります。

日程第 3 議案第 45 号

議 長（白石雄二）

日程第 3、議案第 45 号 水巻町使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 45 号 水巻町使用料等の督促及び滞納処分に関する条例等の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 4 議案第 46 号

議 長 (白石雄二)

日程第 4、議案第 46 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを、議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 46 号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛 成 者 挙 手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決いたしま

した。

日程第 5 議案第 47 号

議 長（白石雄二）

日程第 5、議案第 47 号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は反対の立場から意見を述べます。

今回は町村議会議員の選挙の公費負担となっておりますけど、私がなぜ反対意見を述べるかといいますと、以前から公費負担のある、ある市の市議会議員選挙でですね、ある候補者が掲示板に貼る選挙ポスターを、前回の選挙と全く同じポスターを使っていたんで、私の友人が、前回の選挙で同じポスターを使ってるっていうことで問題にしたことがあります。

ポスターっていうのは、余計刷りゃあ、印刷屋さんが安く、あとの枚数してくれるんですよ。だから、1 回に刷れば安く刷れるけんですね、それを次の選挙に回したりということをや、と思うんです。

そういうことも考えられますので、私はこの公費負担には反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5 番（岡田選子）

5 番、岡田選子です。議案第 47 号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきまして、日本共産党を代表して、賛成の立場から討論を行います。

本議案は、全国町村議会議長会が、町村議会議員の選挙における立候補に係る環境の改善を図り、候補者の費用負担を軽減し、町村議会議員の成り手不足の解消や、多様な人材の議会参加を促すなどを理由として求めてきた、町村議会議員選挙の選挙公営を拡大するための条例制

定となっております。

これまで、町村議員選挙では選挙はがきの郵送だけだった公費負担が、選挙運動用自動車やビラ、ポスターなどへ拡大されます。

しかし、町村議員選挙では、これまで不要となっていた立候補時の供託金が、全国一律 15 万円として義務化されました。供託金制度については、政府は「候補者の乱立防止」、これを理由としてきましたが、町村議員選挙において、これまで候補者が乱立する状況ではなかったと答弁をしております。供託金とセットで公費負担を行うことに全く整合性はありません。

また、成り手不足と言いながら、立候補に新たなハードルを設けることになり、供託金引下げの議論が起こっている状況の中で、逆行するものと考えます。真に成り手不足の解消をいうのならば、供託金をなくし、公費負担を増やす、これこそが立候補にかかる環境改善に資するものではないでしょうか。

さらに、選挙公営は自治体の条例制定によって実施されますが、町村によっては、供託金は導入されても選挙公営はなしということも起こってきます。この矛盾が残されることも問題だと考えます。

最後に、全国町村議長会は、毎年、選挙公営の拡大と同時に、戸別訪問の解禁も要望しております。候補者と有権者が戸口で質疑・討論できるよう、選挙運動の自由を広げることが、選挙を活性化することになり、成り手不足の解消へとつながってまいります。

戸別訪問の解禁にとどまらず、文書図画の規制の自由化、立会演説会の復活、選挙運動期間の見直し、供託金の引下げ、被選挙権の引下げ等、国民、有権者が主体的に選挙、政治に関わりやすくするため、複雑な現行の公職選挙法を抜本的に見直す必要があることを述べまして、賛成討論といたします。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。議案第 47 号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成多数と認めます。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 6 議案第 48 号

議 長（白石雄二）

日程第 6、議案第 48 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。

— 意見なし —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第 48 号 水巻町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7 議案第 49 号

議 長 (白石雄二)

日程第 7、議案第 49 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算 (第 8 号) についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、関係の各常任委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第 41 条第 3 項の規定により、関係の各常任委員長の報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異議なし —

ないようですので、質疑に移ります。関係の各常任委員長に対する質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありませんか。はい、中山議員。

6 番 (中山 恵)

6 番、中山です。議案第 49 号 令和 2 年度水巻町一般会計補正予算 (第 8 号) について、日本共産党を代表いたしまして、賛成の立場から討論を行います。

新型コロナ感染症やインフルエンザ対策として、町民へたくさんの良い必要な予算が組まれています。その中で気になるのが、町民体育館照明電源改修工事費 135 万円です。

令和3年4月より、町民体育館でシステム予約ができるようになるのですが、同時に、町民体育館の管理委託を依頼している民間事業者の契約が、3月までで契約を解除するという事です。そうなれば、そこで働く方のその後の生活はどうなるのでしょうか。収入が減ることで、生活に支障を来すことは間違いないと思われまます。執行部は現場の声にもっと丁寧に耳を傾けるべきではないでしょうか。

また、体育館利用者にとって、管理人がいることはとても大きな安心です。住民サービスの低下ではないでしょうか。自治体の役割は、住民の福祉の向上です。我が党は、今回のシステム改修に伴う管理人の廃止については認めることはできませんが、町民の立場に立った町の姿勢が必要なことを要望いたします。

続いて2点目になりますが、マイナンバーに係る予算 200 万円です。国よりマイナポイント事業を推進するための補助金です。国はマイナンバーカードの取得がなかなか広がらないため、取得した人に最高 5,000 円のポイントをつけるという、行政としてあるまじき施策を打ち出しました。マイナンバーカードを取得した人は、特に高齢者の方などは、「身分証明書として活用でき便利」、「コンビニで証明書が入手できる」、「様々な手続きが簡単にスムーズにできる」など、カードの利便性に喜んでおられる方もおられます。

しかし、政府の狙いは国民の利便性ではありません。マイナポイント事業を行っても、いまだに3割弱の取得率にとどまっていることが、カードの信頼性を物語っているのではないのでしょうか。そもそも、マイナンバーカードは財界からの要求によるものです。行政は国民のビッグデータを保有しています。行政のデジタル化を進め、この膨大なビッグデータは競争力の源泉であるとして、成長戦略に位置づけようとしております。

政府は個人のデータ管理を進め、学校や職場の健康診断の結果を含む、医療、介護の個人データ、国税の還付、年金の給付、各種の給付金、緊急小口資金、被災者生活再建支援金、各種奨学金などの公金、障害者手帳や在留カード、また各種免許、国家資格、そして学校教育における学習データなど、全てを管理の対象にしており、マイナンバーカードの公的個人認証やマイナポータルを利用することを目指しております。2022年度末までに全国民の取得を目標にしております。

来年3月からは、健康保険証として利用の開始となり、運転免許証との一体化も計画しています。

カードの取得は、これまでの任意ではなく、強制する危険性もあります。

この結果、国民の所得や資産、医療、教育、個人を丸ごとスキャンした膨大なデータが政府に集中し、国家による個人データの管理が進むものです。

もともと財界の要求であった共通番号の制度の導入は、各人が納めた保険料の額と、社会保障の給付額を比較できるようにして、公正な給付と負担の名で、徹底した給付抑制を実施し、国の財政負担と大企業の税、保険料負担を削減していくこと、これが最大の狙いとなっています。

マイナンバー制度は、社会保障を、納めた税と保険料に相当する対価を受け取るだけの仕組

みに変質させ、自助が優先され、自己責任に後退させるものとなります。

本来、税金は国民の暮らしに最優先に使うべきです。国民の権利である社会保障を守るために、マイナンバー制度は廃止するしかないと考えます。

この2点について意見を述べまして、賛成討論といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第49号 令和2年度水巻町一般会計補正予算（第8号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第49号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第50号

議 長（白石雄二）

日程第8、議案第50号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。お諮りいたします。本案は、総務財政委員会に付託しておりましたが、審査結果は先に御報告したとおりですので、水巻町議会会議規則第41条第3項の規定により、委員長報告を省略することに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

ないようですので、質疑に移ります。委員長に対する質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから、討論を行います。御意見はありますか。

— 意 見 な し —

討論を終わります。ただいまから、採決を行います。議案第50号 令和2年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成全員と認めます。よって、議案第 50 号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 9 意見書第 10 号

議 長（白石雄二）

日程第 9、意見書第 10 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書についてを、議題といたします。松野議員に提案理由の説明を求めます。はい、松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。意見書第 10 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し、別紙のとおり提出するものです。

提出賛成者は久保田議員、水ノ江議員であります。

内容はお手元に配付いたしておりますとおりでございますので、よろしく御審議の上、全員の御賛同をお願い申し上げます。

議 長（白石雄二）

松野議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。古賀議員。

7 番（古賀信行）

賛成の立場から意見を述べます。

これは、最初私は、この不妊治療のお金は全部国が出すかと思っていたら、いつの間にか国民健康保険税のあれから治療するっち切り替えたから、その点非常に残念に思うんです。

そういう点ですね、やっぱりこれは町議会で言ったってしょうがないと思うんですけど、国はですね、そういう点で国民にまたさらにですね、そういう財政的な負担を押し付ける点ではいかんと思うんです。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにございませんか。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第 10 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい結構です。賛成全員と認めます。よって意見書第10号は原案のとおり可決いたしました。

日程第10 意見書第11号

議長（白石雄二）

日程第10、意見書第11号 核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書についてを、議題といたします。中山議員に提案理由の説明を求めます。はい、中山議員。

6番（中山 恵）

6番、中山恵です。意見書第11号でございます。

お手元に配付させております資料を御確認ください。

こんな思いをほかの誰にもさせてはならないという被爆者の思いが国際社会を大きく動かししております。よって、皆様方でのこの意見書の御賛同をお願いいたします。以上です。

議長（白石雄二）

中山議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

— 質疑なし —

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。久保田議員。

13番（久保田賢治）

13番、久保田です。核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について、公明党を代表して、反対の立場から討論します。

核兵器禁止条約は、2017年122の国と地域で賛成して採決されました。

2020年12月11日時点の署名国は86か国、批准国は51か国で、条約発効に必要な批准国は50か国であり、2021年1月22日に条約が発効されます。しかしながらこの核兵器禁止条約には、世界の核兵器の9割以上を保有する、アメリカ、ロシア、さらに中国、イギリス、フランスなどの核保有国や、アメリカの核抑止力に依存する日本などの同盟国は参加しておりません。今後、実効性をどう確保していくかが課題となっています。

こうした中、核保有国と非核保有国の対立は激しくなり、核兵器の法的な禁止を求める国々に対し、核保有国は段階的な核軍縮を主張しています。我が国はアメリカと日米安保条約を結んでおり、核保有国からの核攻撃をアメリカから守ってもらっているのが現状です。つまり、我が国が核兵器禁止条約に批准すれば、核攻撃に対して無防備になるということです。

ストックホルム国際平和研究所が今年の6月発表した報告書では、各国の保有している世界の核弾頭の総数は、今年1月時点で1万3400発と推計されています。アメリカ、ロシア2か国

で1万2175発と全体の9割以上を占めています。核軍縮前は、世界に約5万発あったと言われています。また、北朝鮮は、40発保有していると分析しています。

核兵器不拡散条約（NPT）は、1970年3月5日に発効し、我が国は、1970年2月に署名、1976年6月に批准しています。2020年1月現在、締約国は、191か国、地域です。NPTの三本柱は、1、核不拡散、2、核軍縮、3、原子力の平和利用です。ちなみに北朝鮮は、2003年NPTから脱退しています。北朝鮮情勢をはじめとする安全保障環境の悪化、核軍縮の進め方をめぐる核兵器国及び非核兵器国間での意見の対立が顕在化する中、我が国は平成29年5月に「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」を立ち上げ、現在までに5回の会合を開き、議長にレポートの提出を行なっています。今までに広島、長崎、京都、東京では2回開催されました。これには、被爆地広島・長崎の有識者も参加している日本をはじめ、ドイツ・アメリカ・ロシア・中国・フランスなどが参加しています。

我が党の代表は、「日本国は核兵器禁止条約の締約国と核保有国との対話を促す役目を担うべきではないか、そのためには条約の発効後に開かれる締約国会議にオブザーバーとして参加し、締約国の立場、主張を聞き、核保有国につないでいく。また、核保有国の主張を締約国に伝え、核軍縮が進む現実的な道筋を探る。政府は安全保障環境から核兵器禁止条約の批准はできないが、政府には核廃絶のゴールを共有する条約の賛同者とともにその理念を広げる国際的な役割があるはず」と強調しました。その上で、「核兵器を使用することは人間として許されないこと、これが日本の出発点であるべきだ。核軍縮、核兵器廃絶は不可能ではない。決して諦めてはいけない」と語っています。

以上の理由で、「核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること」とするこの意見書には、反対いたします。

議長（白石雄二）

はい、岡田議員。

5番（岡田選子）

賛成討論を行います。

核兵器禁止条約の発効はですね、核兵器5か国、特にアメリカによりまして、敵対し、また妨害をはねのけて、禁止条約は発効されたという状況があります。

それに対して米国は10月にですね、「核兵器禁止条約に関する米国の懸念」、こう題する書簡を各国政府に送って、条約への不支持や不参加を求めるという行動をしております。露骨な圧力と干渉が行われましたが、それは同時に、やはりアメリカの苛立ちや恐れ、追い詰められているという米国の姿を現しているものとも考えられます。

禁止条約が発効してしまえば、核兵器は違法化となるわけです。核兵器を持つ国は無法な国となるわけです。そのことに対する恐れが、このアメリカの態度からも表れていると思います。

そしてそのことに対してですね、小さな国々、途上国を含む多くの国々が、このような圧力や、大国アメリカの圧力・干渉をはねのけて、堂々と批准を進めていった。このことは、21世紀の新しい世界の希望ある姿を示しているものと私どもは考えております。

米国の核兵器が配備をされておりますベルギー、ドイツ、オランダ、イタリアでも、世論調査で6割から7割の方々が、核兵器禁止条約署名に賛成するという変化が生まれてきております。

そして今年の9月には、NATOの加盟国と日韓の計22か国56人の元首脳と、国防省・外相等の経験者、これらの方々が共同の書簡を発表して、核兵器が安全保障を強化するという考え方は危険で誤りだと、このように強調しまして、核兵器禁止条約は希望の光だ、このように各国の参加を呼び掛けたという、このような現実もございます。

今、核兵器は存在してはならないものであります。世界で核兵器禁止条約を1日も——。まあ、1月22日に発効されますが、それに対して、一番被害を被っている日本国がしっかりその条約に署名をして、そして世界の平和へと貢献する。このことが、私は求められていると考えますので、この意見書に賛成といたします。

議長（白石雄二）

古賀議員。

7番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

まあ、核は恐ろしいものです。2011年3月11日、福島県東京電力第一原発が爆発してから、もうかれこれ10年経ちます。そしてあの第一原子力発電所近くの方々はまだ自分のふるさとに帰ることができません。そして一番大きな被害を被ったのは、農村や農業従事者や漁業従事者です。福島の農産物の農業従事者は非常に、せっかくものを作っても、売れなくて困っている人がたくさんいます。

私は2011年3月11日の後、行われた2011年秋の福岡の舞鶴公園の原発反対の集会に参加しました。その中で、科学者たちは、福島原発1基で広島に落ちた原爆の117個分あるっち言われたんです。そして、ある科学者によると、セシウム137がなくなるのには、約10万年かかるという科学者もおられます。そういう点ですね、やっぱりいかに核が恐ろしいか。原爆だけやなくてですね。

そういう点で、今度国連で、50か国以上参加して核兵器禁止条約が批准されましたけど、よく見てみれば、50の国を見てみれば、核保有国は一つも入ってないんです。非常に残念な思いでした。

それにしても一歩前進と思うんです。

まして日本はですね、広島・長崎で、世界で初めて原爆の被害を被った国です。そういうですね、放射能の恐ろしさを知っている国民がですね、世界に率先して核を廃止する運動を展開するのが当たり前と思うんですけど。

そういう点からですね、私はこの意見書に賛成といたします。以上です。

議長（白石雄二）

ほかに。討論を終わります。ただいまから採決を行います。意見書第11号 核兵器禁止条約

の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

はい結構です。賛成少数と認めます。よって意見書第 11 号は否決いたしました。

日程第 11 意見書第 12 号

議長 (白石雄二)

日程第 11、意見書第 12 号 義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書についてを、議題といたします。岡田議員に提案理由の説明を求めます。はい、岡田議員。

5 番 (岡田選子)

5 番、岡田選子です。意見書の、義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書につきまして、提案説明をさせていただきます。

本当に多くの方々の努力のおかげをもちまして、昨日、公立小学校の 35 人学級正式合意がされてまいりました。本当に多くの皆さん方の長い間の努力の結果であったと思います。

そしてそれまで全国知事会や地方自治体、また校長会や教育委員会、もう本当に全国全ての保護者や多くの教育研究者、そして市民によります粘り強い運動、そういうものがあって一歩、本当に 40 年ぶりに定数を変えられたという、本当に画期的な事項で喜んでいるところでございます。

でもその中身におきましては、35 人学級ということで、昨日の萩生田文科大臣が、隣の建物の壁は高かったと、財務省の壁が高かったということをニュースでも申しておりましたが、ぜひ今回は、実施初年度、2021 年度は小学校 2 年生の加配をそのまま活用するというにとどまっております。学級編成標準の引下げによります、実際の教職員定数の改善というのは 744 人とどまっているということではございます。

そしてまずですね、この意見書の中にも書かせていただきましたが、OECD の中でですね、下から 2 番目という、本当に国内総生産に占める教育の公的支出の割合、本当に低いという日本のこの状況を少しずつ、これに対して萩生田文科大臣が一生懸命頑張っていたという、このような状況で、一歩壁が崩れてきたかなと思いますが、続いてですね、やはり 30 人学級、20 人学級へと、もう世界の流れもきておりますので、まあ、今回 35 人までいきましたが、もう少し全体で中学校まで、できたら高校まで延ばしたいという思いを込めてこの意見書を出させていただいておりますので、本当にちょうど一歩進んだところでこの意見書を、あともう少し頑張ってもらいたいという意見書を出させていただくことになるかと思っておりますので、ぜひ皆さんの御賛同をお願いしたいと思います。

議長 (白石雄二)

岡田議員の提案理由の説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

－ 質 疑 な し －

質疑を終わります。ただいまから討論を行います。御意見はありませんか。松野議員。

12 番（松野俊子）

12 番、松野です。義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書について、公明党を代表して反対の立場から討論します。

本意見書の中に、公明党の教育推進本部が本年 10 月、政府に提出した決議についての文言がありました。ここでその決議文の目指すところと、本意見書の相違を述べさせていただきます。

今般の学校現場には、不登校やいじめ、子供の学力差、特別に支援が必要な子供たちの増加など、課題は山積しています。公明党は 2017 年から加配定数の 3 割の基礎定数化による教職員定数の改善を、また 2018 年からは部活動指導員、スクールサポートスタッフなどの導入で、教員の働き方改革によって、生徒へのきめ細かい対応を可能にすることを推進してきました。仮に本町で 20 人学級を実施した場合、大量の教室不足・教員不足になるとの試算が、先日の執行部答弁で明らかになりました。公明党は、少子化の時代、計画的に教職員定数の配置改善をしていけば、新たに大量に採用せずとも、教職員の質を確保しつつ 30 人以下学級を実施できるとの考えであります。

また、公明党教育改革推進本部は政府に対して、学級編成の標準を引下げ、所要の教職員を確保するための財政措置を 2021 年度予算に求めるための決議を手渡しており、国は関係方面の意見を聞き、すでに文科省と財務省の間で 40 年ぶりに公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を見直す方向で協議が進んでおります。

このように公明党は、合意形成を進める中で、実現可能な少人数学級を推進しています。

以上のようなことから、本意見書にある、教員の配置を大幅に増やす事、また義務教育全学年で少人数学級の早急な実現を求める本意見書の提出に反対致します。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、船津議員。

8 番（船津 宰）

8 番、船津です。義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書について、有志会を代表いたしまして反対討論を行います。

本町では、小学校において、35 人の少人数学級の取組が、国の基準を拡大して取り組まれております。調べてみますと、現在、町内の小中学校全 67 クラスのうち、57 クラスが 35 人以下学級となっております。全体の 85%を占めております。

さらに、30 人以下学級は、小中学校合わせて 39 クラス。すでに全体の半数以上となっております。

そのような中において、昨日、公立小学校では、5年間で段階を経ながら、35人の少人数学級を推進していくという報道があり、国の具体的な方針が明らかになりました。

先日の一般質問の教育長の答弁の中で、基本的には子供たちの学習規模は学校において様々で、学校の中において大事なことは、教育効果を上げることであり、多様な学びを実現していくこととありました。

私たち有志会としましてもその答弁に異論はありません。本町では、国に先んじて、少人数学級を推進する必要はなく、水巻町の現状にあったクラス編成を考えてよいのではないかと思いますので、反対します。

議 長（白石雄二）

はい、古賀議員。

7 番（古賀信行）

私は賛成の立場から意見を述べます。

さっき岡田議員も言われましたように、日本のそういう、クラスの生徒数がOECDの中でも非常に生徒数が多いわけです。そういう中で、昨日政府は5か年計画で公立小学校の35人学級を発表しました。

だいたい昨日詳しく毎日新聞に載っていましたが、10年区切りでそういう生徒数の見直しをやってきてるみたいです。それは非常にうれしい、喜ばしいことですが、将来的にはやっぱり、まあヨーロッパなんかでは20人学級もあるしですね。

そして、なぜ私がこんなことを言うかといいますと、今のですね、いつも私自身のことを言わしてもらおうと、まあ、ある程度、家庭の収入が多い人はですね、塾でもやれるわけです。けど、所得が低い人は、塾はやれる余裕はありません。そういう点でですね、せめて学校だけでも、先生の目の行き届いた教育、きめ細かな教育が必要だと思うんです。

そういう点からですね、この意見書に賛成ですけど。

と、もう一つはこの少人数学級だけでなく、最近全国で幾つかの小中一貫の学校ができています。近隣では宗像市にあります。そこでは、非常に教育の成果が上がっているように思います。私の友人の孫がそこに行っています。先日その友人に会ったら、「ちょっと古賀さん聞いて」ち。「何ですか」ち言ったら、「私の孫が全国でトップクラスですね」ち。「小学校6年生」ち。で、「将来は東大の理学部に行って、そしてアメリカの大学に行く」ち。「もう決めてるんです」ち。それを聞いてうれしかったんです。そういう小中一貫の効果の一つの現れかなと思ったわけです。

そういう点もですね、まあその少人数学級を実現することだから、いろんな面ですね、そういう多様性のある子供の学力の向上を、町の教育関係者は検討していただきたいと思います。以上です。

議 長（白石雄二）

はい、住吉議員。

11 番（住吉浩徳）

11 番 住吉です。義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書について、さつき会を代表して反対の立場から討論します。

さつき会は、水巻町における教育現場の現状について、大変良い評価をしております。現場のことをよく理解して研究し、子供たちがたくさんのことを考え、体験できる学びの場を作っていると考えます。

一般質問において、教育長の答弁で、「学校の中の教育効果は大事であり、いろいろな規模での学びにおいて、子供たちの多様な学びを実現させる」との発言がありました。私たちは、現場を熟知した対応であると思いました。

この意見書にあります、極端に少ない人数のクラス編成は、子供たちに、心のゆとりと逃げ場をなくし、精神的なプレッシャーを与えないとも限りません。不登校につながる要素もあるとも考えます。

以上のことから、この意見書に対し、反対といたします。

議 長（白石雄二）

はい、廣瀬議員。

2 番（廣瀬 猛）

2 番、廣瀬です。義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書について、水清会を代表して、反対討論を行います。

みなさんがおっしゃった通り、水巻町内のほとんどの小中学校ではすでに少人数学級を実現しております。

また、国のほうもすでに 35 人以下学級の議論が行われておりますし、町のほうでも、教育長の答弁にありました通り、「国の方針や近隣の動向を見極めながら、検討していく」とのことですので、少人数学級を早急に要求するこの意見書には、現時点では反対といたします。以上です。

議 長（白石雄二）

ほかにありませんか。討論を終わります。ただいまから、採決を行います。意見書第 12 号 義務教育全学年で少人数学級の実現を求める意見書について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（ 賛 成 者 挙 手 ）

はい、結構です。賛成少数と認めます。よって、意見書第 12 号は、否決いたしました。

日程第 12 委員会報告について

議 長（白石雄二）

日程第 12、委員会報告について。去る 9 月定例会以降の各委員会において、審査、調査、研究された事項につき、各委員長より報告を求めます。総務財政委員長。

総務財政委員長（船津 宰）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

文厚産建委員長。

文厚産建委員長（廣瀬 猛）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

議会運営委員長。

議会運営委員長（久保田賢治）

御報告することはありません。

議 長（白石雄二）

各委員長の報告が終わりました。委員長報告について、質疑はありませんか。

— 質 疑 な し —

質疑を終わります。

日程第 13 議員の派遣について

議 長（白石雄二）

日程第 13、議員の派遣についてを議題といたします。水巻町議会会議規則第 126 条の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議員の派遣について報告いたします。

日程第 14 閉会中の継続審査について

議 長（白石雄二）

日程第 14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。本案は各委員長から申出のあった事項でありますので、原案のとおり可決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異 議 な し —

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。以上で、今期定例会の日程が全部終わりましたので、令和2年第7回水巻町議会定例会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会